

令和3年2月26日
堺市

工事請負契約におけるインフレスライド条項の適用実施について

国土交通省において「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」が決定・公表され、同省から通知された「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」によるインフレスライド条項の適切な運用等の要請を踏まえて、適正な価格での契約及び技能労働者等への適正な水準の賃金の支払等を促進するため、工事請負契約書第25条第3項（インフレスライド条項）を適用し、請負代金額の変更を行う場合の取扱いを定めましたのでお知らせします。

インフレスライド条項は、賃金等の急激な変動に対処するために、請負代金額の変更を請求することができる措置です。

なお、本措置により請負代金額を変更した場合には、従事労働者に対する適切な賃金の支払及び適正金額での下請契約の締結等に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 対象工事

次の全ての条件に該当する工事とする。

- ・令和3年2月28日以前に契約を締結した予定価格（税込み）が250万円を超える工事
- ・受注者の請求に基づき本市と協議して決定する基準日から、残工期が2月以上ある工事

2 対象となる単価等

労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等

3 変更後の契約金額の算出方法

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。※減額スライドについては省略

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

S_増：増額スライド額

P₁：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP₁に相当する額

($P = \sum (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、Z：市設計金額)

4 スライド協議の請求手続（増額スライドの場合）

受注者は、工事担当課（監督員）に対し、指定する様式によりスライド協議の請求を行う。その際、工事担当課（監督員）の指示に従い、残工事量及びスライド請求額の根拠となる資料を提出する。

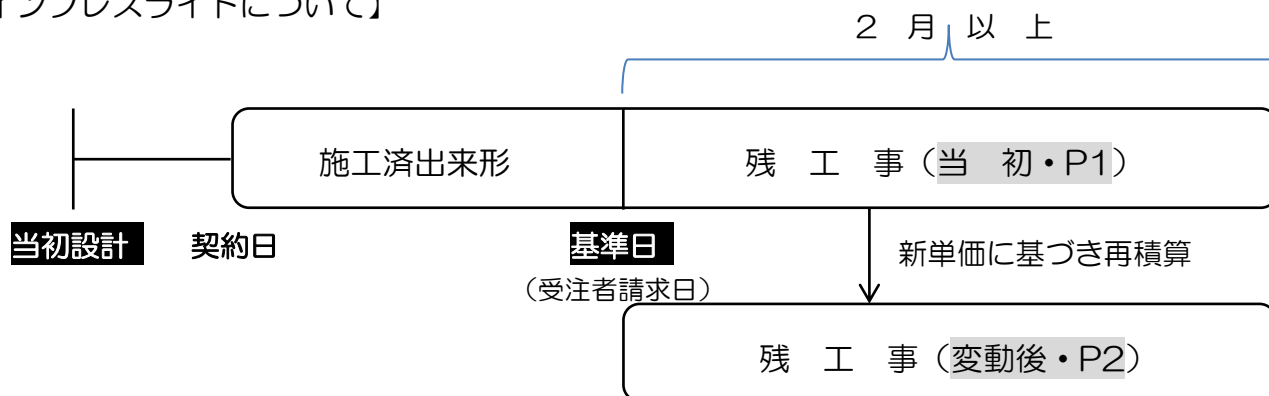
※具体的な手続の流れについては、インフレスライド運用基準を参照してください。

5 請求時期

令和3年3月1日から協議の請求の受付を開始する。請求期限は、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

※なお、令和3年2月28日以前に契約を締結し、既にインフレスライドによる変更契約を実施している案件については、残工期が新たな基準日から2月以上ある場合には、新たな賃金水準が変更された時点（令和3年3月1日）で、協議の請求を行うことができる。

【インフレスライドについて】



- ①受注者からの請求を受けて、「基準日」時点での出来形数量の確認を行い、残工事量を確定させる。
- ②残工事分(当初・P1)について、「基準日」時点での新たな労務単価、材料単価等に基づいて再度積算を行い、残工事分(変動後・P2)を算出する。
- ③P2とP1の差額のうち、P1の1%まで、受注者が負担し、その残額を「スライド額」として、請負代金額の変更契約を行う。